

## よくあるご質問

AED 訓練器等助成に関してお問い合わせをいただく「ご質問」をまとめました。募集要項や記入例とあわせて、申請に際しての参考にしてください。

## 募集概要

## 1. 応募要件

- 近畿 2 府 4 県に拠点があり、同エリアにおいて広く救命処置の普及啓発を行っている団体及びグループ
- 救命に関する指導資格者が在籍している団体及びグループ
- 講習会を中心とした明確な活動計画があり、積極的な普及啓発に取り組む団体及びグループ
- ※過去に応募や採択されたことのある団体及びグループも再度応募していただけます。  
既採択団体による追加応募や既助成器具の老朽不具合に伴う取替による応募も可能です。

## 2. 対象活動期間

2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの 3 年間に実施される活動とし、原則としてその期間内において所期の目標を達成することとします。

Q 1. 「広く救命処置の普及啓発を行っている」の『広く』とはどのように捉えたらよいのでしょうか。例えば自らのマンション住民の方々に普及啓発する活動は当てはまるのでしょうか。

A. これまで本助成で採択をさせていただいた団体及びグループは大きく以下の 3 つに分類されます。

- a. 専ら様々な団体や市民に対し救命処置の普及啓発を行うことを目的とした団体及びグループ
- b. 企業や学校、病院など
- c. 自治会組織（マンション含む）やクラブ活動、同好会など、主としてボランティアにより運営される共益的団体及びグループ（a を除く）

a. については、団体の活動目的自体が「広く」の趣旨に合致しています。

b・c については、自組織内の構成員（自治会住民、生徒・教職員、職員・社員等）に対して行う活動のみならず、組織外の方々を対象とした活動が「広く」に該当するものと捉えており、原則としてそれらを含めた計画を策定していただく必要があります。例えば、当該団体の所在する周辺地域の方々、或いは保護者の方々などへの普及活動などを盛り込んでいただければと思います。

但し、c にあっては、大規模な組織であって相当数の構成員が所属し、同構成員全員に対して普及啓発するだけでも難しい場合、組織内だけの活動であっても考慮させていただく場合があります。

Q 2. 講習会を中心とした明確な活動計画とは、どういったものですか。

A. 本事業は一人でも多くの助かる命を救うことを目指し、救命技術の習得や普及を目的としています。体験イベントのように短時間のAED訓練器等操作を体験するだけの活動は、多くの方に体験していただけるメリットはあるものの、「習得」の観点で効果が限定的です。そのため、助成するAED訓練器や訓練用人形を実際に使用し、実技等を習得できるような活動計画が好ましいと考えています。

Q 3. 3年間の実施スケジュールについては、申請時点でどの程度の具体化が必要なのでしょう。

A. 「年間スケジュール及び実施方法」は各団体の活動の特長を具体的にPRしていただく箇所であり、ここに各団体の想いが込められていると認識しているため、審査において重視しています。

その上でどの程度の具体化が必要であるかについては、第一年度（2025年度）は、実施時期、参加対象者及び人数、どの程度の時間をかけて実施するのか等につき詳しく記載してください。参加対象者については、自組織の構成員以外にどれだけ普及しようとしているかがポイントです。

参加人数は多ければよいというものでもなく、Q2でも言及したように本事業は「救命技術の習得」を目的としていることから、一人当りの実技時間を十分確保していただきたいと思います。AED訓練器等の保有状況（申請中のものを含む）を踏まえた、参加人数と一人当りの実技時間のバランスの取れた計画策定をお願いいたします。

講習会等で、成人、小児、乳児のうち、どの訓練用人形を使用するか記載することでより計画が具体化されるので【備考欄】に内訳を記載してください。

第二年度（2026年度）及び第三年度（2027年度）については、参加対象者及び人数、どの程度の時間をかけて実施するのかは引き続き重要です。具体的な実施時期は分かる範囲で構いませんが、講習会等の頻度は出来るだけ分かり易く書いてください。

Q 4. 老朽不具合に伴う取替の申請もできるとのことですが、どういう場合に申請すればよいのですか。通常の申請とどのような違いがありますか。

A. 当財団から過去にAED訓練器等の器具の提供を受け、3年間の助成期間を終えた団体が対象となります。

当財団から器具の提供を受けた団体については、その保有状況を財団事務局で把握しておりますので、新たに追加申請する場合にはその申請分を含めた器具数に見合った計画を策定していただかないと採択とはなりません。ところが、老朽不具合に伴う取替であれば、使用に支障のある器具を新たなものと交換することになりますので、その分を計画に上乘せする必要はありません。不具合のある器具を使い続けるより、新しい器具で効果的な活動を行っていただければと思います。

なお、3年間の助成期間が満了するまでは、財団が助成団体に器具を貸与しているこ

とになっており、通常使用により生じた不具合であれば、財団の負担において随時修理等を行います。

### 3. 提供内容

○AED訓練器、訓練用人形、附属品を1セットとする。(※複数セットも可)

※訓練用人形については、成人人形、小児人形もしくは乳児人形のうち希望する人形を提供します。

Q 5. 複数セットの提供も可能とのことですが、希望数が多いと採択されにくいですか。

A. 活動計画は希望数を含めた器具数に相応しい内容にさせていただく必要がありますが、希望数が採否判断に影響することはありません。ただし、最終的に助成できるセット数については、希望通りとならないことがあります。

更Q 5①. 希望数から減じて採択された場合、訓練用人形の種類はどうなりますか。

A. 採択団体に対し提供セット数を個別にお伝えした上で、希望する訓練用人形の種類をお伺いします。例えば、成人1体、小児1体の計2セットを希望し、審査の結果、1セットのみ採択となった場合、財団よりどちらを希望するか伺った上で当該団体に提供いたします。

更Q 5②. 希望数から減じて採択された場合、実施スケジュールの変更はできますか。

A. 当財団としましては、希望数から減数となった場合も、消防などから不足器具を借り入れるなどした上で、応募申請書の「年間スケジュール及び実施方法」に記載のとおり、活動を実施していただきたいと考えています。ただし、不足器具の手配が困難など、やむを得ない事情がある場合は、助成期間開始前までに計画変更の申請をしていただくことができます。